議案第45

補正予算 (第4号)

令和元年度日高市一般会計

歳入歳出予算の総額に、そ

額の変更をしたいというもの 追加及び既定の地方債の限度 歳入については、 地方譲与

して、河川・水路整備事業の

し、さらに、地方債の補正と し、また、繰越明許費を設定

負担金」を増額、「子育ての ものための教育・保育給付費 所入所児副食費保護者負担 護者負担金」を減額、「保育 援臨時交付金を追加、 金」を追加、国庫負担金のう 化に伴い「保育所入所児童保 及び負担金のうち、 付額決定に伴い増額、 付税について普通交付税の交 付金について交付額の決定に 創設に伴い追加、地方特例交 税について森林環境譲与税の い減額、子ども・子育て支 幼保無償化に伴い「子ど 幼保無償 分担金 地方交

> 増額、母子及び父子家庭自立 追加、幼保無償化に伴い「子 助金」を、地域福祉推進事業 番号カード利用環境整備費補 整備事業の財源として「個人 ども・子育て支援交付金」を 援事業費補助金」をそれぞれ の財源として「障害者総合支 制構築事業費補助金」を、障 の財源として「包括的支援体 い者福祉システム管理事務 めの施設等利用給付交付 を追加、国庫補助金のう 個人番号カード利用環境

れぞれ18億9千25万3千円と 追加し、補正後の総額を、そ れぞれ4億8千%万3千円を

ものための教育・保育給付費 助金」を減額、県支出金のう 助金」を追加、低所得者福祉 支援事業の財源として「母子 費徴収に係る補足給付事業費 ための施設等利用給付負担 負 金」を増額、幼保無償化に伴 保護適正実施推進事業費補助 援護事業の財源として「生活 家庭等対策総合支援事業費補 補助金」及び「子ども・子育 、担金」を増額、 「私立幼稚園就園奨励費補 幼保無償化に伴い「子ど 並びに「幼稚園副食費実 「子育ての

> 増額するものです。 が決定したことによりこれを 臨時財政対策債の発行可能額 災害防止対策事業債」を追加、 事業の財源として「緊急自然 より確定したことから増額 調整を行うため、財政調整基 市債のうち、 からの負担金返還金を増額、 算の精算により、埼玉西部消 諸収入のうち、平成30年度決 金について平成30年度決算に 護保険の各特別会計からの繰 成30年度決算に基づく精算に 防組合及び広域飯能斎場組合 金からの繰入金を減額、繰越 正予算額の歳入歳出差引きの より、後期高齢者医療及び介 て支援事業費補助金」をそれ 人金を増額、また、今回の補 繰入金のうち、 河川・水路整備

を追加、 編成執行管理事務で、地方自 うち、総務管理費では、予算 施設整備基金管理運用事務 剰余金の一部を財政調整基金 用事務で、平成30年度決算の テムを改修するための委託料 れることから、財務会計シス 節の区分中7節賃金が削除さ る省令により歳出予算に係る に積み立てるため増額、公共 治法施行規則の一部を改正す 歳出については、総務費の 公共施設整備基金積立を 財政調整基金管理運

障がい者福祉システム管理事

幼保無償化等に伴い、

立てるため、

巾着田施設整備

公園入場料等の剰余金を積み 度に収入した巾着田曼珠沙華

体制整備運営委託料を追加

げる地域支え合い体制の構築 を改修するための委託料を追 ことから、印鑑登録システム 事務で、令和3年度の評価替 の還付が見込まれたことか 民税及び固定資産税等に大口 費では、税務事務で、法人市 年度に収入した国・県支出金 等返還事務及び衛生費国・県 実施されることから、関連す を進めるため、地域支え合い 日高市地域福祉活動計画に掲 第3次日高市地域福祉計画 費では、地域福祉推進事業で、 加、民生費のうち、社会福祉 務で、住民票の写し等に旧氏 台帳費では、住民基本台帳事 委託料を増額、 定を行うため、 えに必要な標準宅地に係る鑑 金を増額、固定資産税等賦課 ら、市税還付金及び還付加算 返還金を増額及び追加、徴税 の実績に基づく精算により、 支出金等返還事務で、平成30 を追加、民生費国・県支出金 る環境整備を行うための費用 ントによる消費活性化対策が カードを活用した自治体ポイ (旧姓) の記載が可能になる 個人番号カード利用環 戸籍住民基本 マイナンバー 固定資産評価

ステム運用保守委託料を増 低所得者福祉援護事業で、生 障がい者福祉システム改修委 田維持管理事業で、平成30年 利子補給補助金を増額、巾着 金を交付するため、小口融資 済を繰り上げて完了したこと より融資を受けた事業者が返 高市小口金融あっせん制度に 企業事業資金融資事務で、 費のうち、商工費では、中小 与税基金積立金を追加、商工 積み立てるための森林環境譲 交付されることから、これを 今年度から森林環境譲与税が 業費では、林業振興事業で、 額、農林水産業費のうち、林 テム改修を行うため、電算シ 活保護の制度改正に伴うシス 財源を更正、生活保護費では、 て公立保育所保育運営事業の 用を増額、追加、また、併せ 事業で、幼保無償化に伴う費 育てのための施設等利用給付 の教育・保育給付事業及び子 保育委託事業、子どものため 金を追加、民間保育園等児童 給者に対する臨時・特別給付 業で、未婚の児童扶養手当受 母子及び父子家庭自立支援事 託料を増額、児童福祉費では、 から、制度に基づく利子補給